



平成 30 年 1 月 15 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 メ タ ッ プ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 佐 藤 航 陽
(コード番号：6172 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 副 社 長 山 崎 祐 一 郎
(TEL. 03-6459-4670)

2018 年 8 月 期 第 1 四 半 期 報 告 書 の 提 出 期 限 延 長 に 係 る 承 認 申 請 書 提 出 及 び 承 認 の お 知 ら せ

当社は、2018 年 8 月 期 第 1 四 半 期 報 告 書 の 提 出 に 関 し、本 日 付 で、企 業 内 容 等 の 開 示 に 関 す る 内 閣 府 令 第 17 条 の 15 の 2 第 1 項 に 規 定 す る 四 半 期 報 告 書 の 提 出 期 限 延 期 に 関 す る 申 請 書 の 提 出 を 決 定 の 上、関 東 財 務 局 に 同 申 請 書 を 提 出 し、四 半 期 報 告 書 の 提 出 期 限 延 長 申 請 に 係 る 承 認 を 受 領 いた した の で、下 記 の と お り お 知 ら せ いた し ま す。

記

1. 対象となる四半期報告書
第 11 期（2018 年 8 月 期）第 1 四半期報告書
（自 2017 年 9 月 1 日 至 2017 年 11 月 30 日）
2. 延長前の提出期限
2018 年 1 月 15 日
3. 延長承認後の提出期限
2018 年 2 月 15 日
4. 提出期限の延長を必要とする理由
当社の連結子会社である Metaps Plus Inc. (韓国)は、2017 年 9 月 26 日から 10 月 10 日を 販 売 期 間 と し て、ICO (注) を 実 施 し ま し た。(一 般 に、ICO と は、企 業 等 が 電 子 的 に ト ー ク ン (証 票) を 発 行 し て、公 衆 か ら 資 金 調 達 を 行 う 行 為 の 総 称 で す。ト ー ク ン セ ー ル と 呼 ば れ る こ と も あ り ま す。(「ICO について～利用者及び事業者に対する注意喚起～」2017 年 10 月 27 日 金 融 庁 よ り))。Metaps Plus Inc. は、当 該 ICO に よ り、新 規 発 行 ト ー ク ン で あ る プ ラ ス コ イ ン の 販 売 を 実 施 し、そ の 対 価 と し て 仮 想 通 貨 の 一 種 で あ る イ ー サ リ ア ム を 受 領 いた し ま し た。ま た、Metaps Plus Inc. は、2017 年 11 月 11 日 に、韓 国 に お け る 仮 想 通 貨 取 引 所 “CoinRoom” を 設 立 し、同 取 引 所 に お い て、当 該 ICO に お け る 新 規 発 行 ト ー ク ン で あ る プ ラ

スコインの取引を開始しました。

韓国における ICO をめぐって、2017 年 9 月ごろから、ICO に対する規制について報道や発表がたびたび行われています。現段階において具体的な規制内容は決まっておらず、当社としては、本 ICO 及び“CoinRoom”への影響は限定的と考えているものの、例えば 2018 年 1 月 11 日に韓国政府が「仮想通貨取引禁止特別法」を準備していると発表したといった報道がなされており、継続的にこれらの最新の情報に基づく評価を続けています。

監査法人は、当該 ICO や関連するトークン、仮想通貨取引等に関し、ICO という行為の新規性、関連する技術基盤や法律関係・規制における特殊性やリスク、対応する当社の内部統制等を踏まえ、IFRS に基づく貸借対照表項目、損益及び開示について、四半期レビュー基準に基づく手続を実施しており、入手した証拠や法・規制や技術に係る直近時点の情報を踏まえた評価を完了していません。

監査法人からは、具体的には、レビュー意見日後の韓国における法制度に関する議論を踏まえた当該 ICO の法律関係・規制についての状況把握と内容の検討に、2 週間から 3 週間要するとともに、仮想通貨の実在性やセキュリティに関して、現在、当社が構築している内部統制の状況から 2 週間ほど検討に要すると説明を受けております。

その理由として、第 1 四半期末日後に生じた韓国において仮想通貨の取引を禁止にしようとする法規制についての議論や、他社において仮想通貨のハッキング等が現時点でも認識されていることから、これらを踏まえた追加的な四半期レビュー手続を監査法人は必要としています。

また、当該手続実施後に、本取引に関して、IFRS に基づく前例のない開示を検討すると共に四半期レビュー報告書の内容について監査法人は検討を進めていきますので、約 1 か月間を要することが見込まれています。

なお、このタイミングにおいて、第 1 四半期報告書の提出延長を申請するのは、下記のとおりです。

- 2017 年 12 月 19 日に YouBit 社がハッキングにより仮想通貨を喪失し破産した事象について

当社は仮想通貨をブロックチェーン上でインターネットが接続した環境下で保管しておりますが、当該セキュリティやインターネット上の残高と帳簿残高との適時な照合手続の確立について見直しを検討することを予定しております。監査法人からは、当該状況は、当社の連結財務諸表における仮想通貨残高の実在性に重要な誤謬の可能性があるとして説明を受けています。その結果、情報セキュリティの専門家による追加検討や適時な照合手続の検証を慎重に実施する必要性が出てきたことと説明を受けています。

- 2018 年 1 月 11 日の韓国での「仮想通貨取引禁止特別法」に関する報道について

当社は保有する仮想通貨や顧客から預かる仮想通貨について、将来における収益化を前提として、前受金に計上しています。しかしながら、監査法人からは、韓国の法律で、仮想通貨の取引が禁止されるような場合には、現状、前受金として認識しているものを、顧客への返還義務として負債計上し、関連する注記を変更する必要がある、当該状況に関して、韓国の顧問弁護士から、法律上の見解を入手することが必要と説明を受けています。

これらの事象を踏まえたリスク情報の開示等についても、追加的な検討が必要になると監査法人から説明を受けています。このため、上記の四半期報告書について、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に基づく提出期間延長の承認を必要とするものです。

5. 今後の見通し

当社および監査法人は、業績内容並びに財務数値について、本日公表の「2018年8月期第1四半期決算短信」の内容から変更はないものと考えております。2018年8月期第1四半期報告書につきましては、延長後の提出期限であります2018年2月15日までに提出を完了させる予定であります。

以上